| | | |
|---|---|---|
| 十一 | １　経済的若しくは社会的に有用な事業を承継する者又は事業の承継を計画する者<br>２　安定的な経営権の確保により事業の継続を図る者 | 地域経済の産業活動の維持・発展のために、事業の譲渡、株式の譲渡、合併等により経済的又は社会的に有用な事業や企業を承継・集約する中小企業者及び事業を承継・集約される中小企業者の資金調達の円滑化を支援すること。 |
| 十二 | 卸売業、小売業、飲食サービス業及びサービス業のいずれかの事業を営む者又は当該者を構成員とする事業協同組合等であって、観光に関する事業を行うもの | 観光産業等の生産性向上及び観光消費の底上げを通じた日本経済の活性化を図ること。 |
| 十三 | １　非正規雇用労働者の処遇改善に取り組む者<br>２　事業場内最低賃金の引上げに取り組む者<br>３　従業員の長時間労働の是正に取り組む者<br>４　次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）の規定により一般事業主行動計画を策定し都道府県労働局長へ届け出ている者及び同法の規定により認定を受けた者<br>５　青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）の規定により認定を受けた者<br>６　障害者の雇用又は障害者に対する合理的配慮の提供に取り組む者<br>７　外国人労働者の雇用管理の改善に取り組む者<br>８　健康経営優良法人の認定を受けている者<br>９　雇用する従業員のリスキリングに取り組む者 | 非正規雇用労働者の処遇改善への取組や長時間労働の是正等の働き方改革を実現するため、業務効率向上・生産性向上を図る設備導入や非正規雇用労働者の賃上げ・正社員化、多様な人材の活用促進等を図ること。 |
| 十四 | 装備品製造等事業者認定要綱（令和五年防衛省訓令第八十八号）第三条の規定により認定を受けた者 | 我が国における装備品等の製造等の基盤を担う中小企業者を支援すること。 |
| 十五 | 国際連合の持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の推進に資する事業に取り組む者 | 国際連合の持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の推進を図る中小企業者を支援すること。 |
| 十六 | 省力化投資に取り組む者 | 人手不足等の事業環境の変化に対応するため、省力化投資に取り組む中小企業者を支援すること。 |
| 十七 | １　非化石エネルギーを導入するために必要な設備を設置する者<br>２　省エネルギーに資する施設等を取得し、省エネルギーを推進する者<br>３　公害防止を図る者<br>４　再生資源の有効利用等を図る者<br>５　グリーントランスフォーメーションに取り組む者 | 中小企業における非化石エネルギーの導入、省エネルギーの促進、公害防止、再生資源の有効利用等及びグリーントランスフォーメーションの取組により環境対策の促進を図ること。 |

| | | |
|---|---|---|
| 十八 | 自ら策定した事業継続計画等に基づき、防災に資する施設等の整備を行う者 | 中小企業による、災害等発生時の事業継続の観点からの防災に資する施設等の整備を支援すること。 |
| 十九 | 社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に、売上の減少等業況悪化を来しているものであって、中長期的には業況が回復し、かつ、発展することが見込まれるもの | 社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に、売上の減少等業況悪化を来している中小企業者であって、中長期的には、その業況が回復し、かつ、発展する事業が見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を図ること。 |
| 二十 | 金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに困難を来している者であって、中長期的には資金繰りが改善し経営が安定することが見込まれるもの | 金融機関との取引状況の変化により、資金繰りに困難を来している中小企業者の経営安定を支援すること。 |
| 二十一 | 関連企業の倒産により、経営に困難を来している者 | 関連企業の倒産により経営に困難を来している中小企業者の経営の安定を支援すること。 |
| 二十二 | １　民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定によって、認可決定前のもの<br>２　民事再生法等に基づく再生計画等の認可等を受けた者及び私的整理に関するガイドラインに沿って私的整理を行う者<br>３　経営改善、経営再建等に取り組む必要が生じている者であって、自助努力により企業再建が見込まれるもの | 地域経済の産業活力維持のため、技術力等から見て経済的に有用であり、経営改善及び経営再建等に取り組む必要が生じている中小企業者を支援すること。 |
| 二十三 | １　災害により被害を受けた者（次号から第二十六号までに該当する者を除く。）<br>２　１に掲げる者（中小企業者以外の者を含む。）と直接の取引関係にある者 | 災害により被害を受けた中小企業者及び災害により被害を受けた者（中小企業者以外の者を含む。）と直接の取引関係にある中小企業者の事業の復旧を促進し、被災地域の復興に資すること。 |
| 二十四 | 大規模な災害等により被害を受けた者及び大規模な災害、感染症等に起因する影響を受けた者（次号及び第二十六号に該当する者を除く。） | 大規模な災害等により被害を受けた中小企業者及び大規模な災害、感染症等に起因する影響を受けた中小企業者の事業の復旧又は発展を促進し、被災地域等の復興に資すること。 |
| 二十五 | 東日本大震災により被害を受けた者及び東日本大震災に起因する影響を受けた者 | 東日本大震災により被害を受けた中小企業者及び東日本大震災に起因する影響を受けた中小企業者の事業の復旧を促進し、被災地域等の復興に資すること。 |
| 二十六 | 令和二年七月豪雨により被害を受けた者及び令和二年七月豪雨に起因する影響を受けた者 | 令和二年七月豪雨により被害を受けた中小企業者及び令和二年七月豪雨に起因する影響を受けた中小企業者の事業の復旧を促進し、被災地域等の復興に資すること。 |